

# 芦屋市 総合 交通戦略



## <概要版>

芦屋市は、豊かな自然環境とともに高い都市機能と交通の利便性に恵まれた立地条件から、良好な住宅地として発展してきました。しかし、近年の人口減少や超高齢化社会の本格的な到来など、社会情勢の変化への対応から、持続可能な都市構造や日々の生活を支える交通体系の確立などにより、だれもが快適に移動できる交通環境づくりが求められています。

芦屋市総合交通戦略（以下、「本戦略」という。）は、望ましい都市像の実現を図る観点から、必要な都市交通とまちづくりの施策を明示し、関係する各機関・団体等が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策への取組を推進するため策定しました。

【計画期間】平成 30 年度（2018 年度）  
～平成 40 年度（2028 年度）

平成 30 年 3 月

芦屋市

## 本市が目指すまちの将来像

本市は、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能について評価され、発展してきた背景から、上位計画では、安全で快適な住宅都市としての基盤をより一層充実させることに努めながら、将来像の実現に向けた取組を進めることとしています。

また、良好な住環境の保全・育成を図るとともに、将来にわたり成熟した住宅都市としての機能や付加価値を高め、魅力あるまちづくりを進めていくため、本戦略における将来像（基本理念）を以下のとおり定めます。

良好な住宅都市としての魅力を高める  
安全・安心で快適に移動できるまちづくり

## 将来像を実現するための基本方針

将来像を実現するために求められる視点として、以下の3点に着目し、基本方針を定めます。また、基本方針を実現するため、交通の課題を踏まえ具体的な施策を展開します。

安全・安心

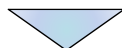
だれもが安全・安心に移動できるひとにやさしいまちづくり

魅力・活力

交通利便性の高い住宅地としての魅力を高め、持続的に発展する活力あるまちづくり

快適・高質

環境への配慮や景観にも調和した快適で質の高い住環境のまちづくり



### <基本方針1> 安全・安心で移動しやすい交通環境

課題

- ◆地域の状況に応じた道路等安全対策や交通安全教育などによる安全利用の意識啓発。
- ◆高齢者などが安心して外出や生活ができるよう、安全で快適に移動するための施設整備。
- ◆高低差のある地形特性の地域においても円滑に移動できる交通環境の充実。 など

### <基本方針2> まちの魅力高め都市活力を支える交通環境

課題

- ◆市内の中心核や都市拠点へ快適に移動するため、公共交通によるアクセス性の向上。
- ◆高い交通利便性の確保とともに、公共交通路線網の充実や施設整備等、公共交通利用環境の向上。
- ◆道路交通の円滑化や生活道路への通過交通の排除、安全な道路空間の確保。 など

### <基本方針3> 高質で快適な暮らしを実感できる交通環境

課題

- ◆生活環境への影響や、景観の観点も踏まえた高質でゆとりのある快適な道路空間の確保。
- ◆自動車利用者に対する、環境負荷に配慮した利用への啓発や、公共交通の利用促進。
- ◆通行空間の整備などによる回遊性の向上や、更なる外出機会の創出。 など

# 将来交通ネットワーク

## 【現状】

## 【将来】

東西方向軸

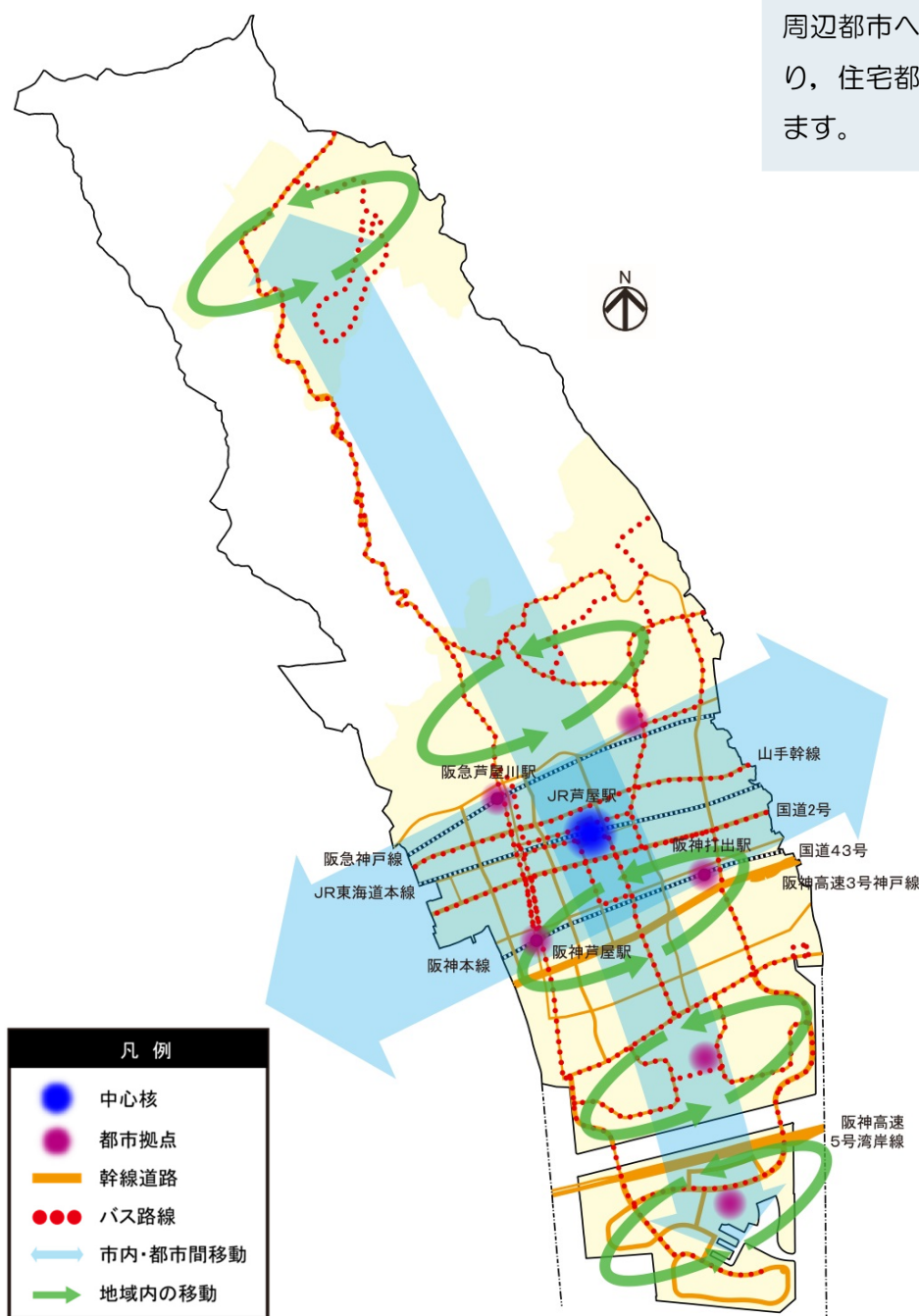
中央地域に整備された鉄道や国道2号、43号などの広域幹線道路による公共交通機関、自動車通行が都市間移動の重要な役割を果たし、広域的な交通ネットワークとして機能しています。

南北方向軸

主に市内の幹線道路や、バス路線が商業や公共施設などの集積する都市拠点間の交通を担っていますが、高低差のある地形特性や道路等の施設整備の状況などの課題から、交通環境の更なる充実が求められます。

東西軸の機能と連携した南北軸の強化により、地域間移動を促進し、さらに、地域内の回遊性を向上させることで、市全体の活性化にも資する将来交通ネットワークの形成を目指します。

また、中心核となる JR 芦屋駅及び駅周辺における交通結節点機能を高めるなど、鉄道の利便性及び周辺都市へのアクセス性向上を図り、住宅都市としての魅力を高めます。



＜基本方針 1＞ 安全・安心で移動しやすい交通環境

徒歩、自転車、自動車、公共交通がそれぞれの役割分担のもと、だれもが安全で安心して移動することができる交通環境の構築を図ります。

特に、今後高齢化が進行していく中で、高齢者などが容易に外出や生活ができるよう、安全に配慮した道路空間の整備を行うとともに公共交通利用の支援や促進、また交通に対する利用者のマナーや意識の向上を図ります。

施策の方向性	施策	施策概要	重点施策	実施時期	実施主体
1 - ① 安全な通行空間の整備	歩道設置路線のバリアフリー化	歩道の切下げ部の改修や平坦性を確保するなど、バリアフリー化を進めます。	◎	継続	行政
	防護柵の改修	防護柵の改修により、安全対策を行います。	◎	継続	行政
	通学路の安全対策	通学路の定期的な点検を行い、安全対策の改善・充実を図ります。		継続	市民行政
	歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備	生活道路などをはじめとして、歩行者・自転車・自動車が安全・安心に通行できる道路空間の整備を図ります。		継続	行政
1 - ② 安全な自転車利用環境の整備	自転車の安全利用の推進	自転車利用者への交通安全教育や自転車の安全で適正な利用を推進します。	◎	継続	市民行政
	自転車ネットワーク整備計画の策定	安全で快適な自転車利用環境の総合的な整備に向けた計画を策定し、自転車ネットワークの形成を図ります。		H30～	行政
	放置自転車等の撤去	各鉄道駅周辺に放置されている自転車等の撤去・移送を行います。		継続	行政
1 - ③ 安全・安心への意識の啓発	交通安全教育の推進	交通安全教室を開催し、交通安全のルールとマナーの教育・啓発を推進します。	◎	継続	行政
	自転車の安全利用の推進【再掲】	自転車利用者への交通安全教育や自転車の安全で適正な利用を推進します。	◎	継続	市民行政
1 - ④ 安全な都市基盤の整備	道路・橋りょう等の長寿命化対策	道路・橋りょう等の点検や修繕等、計画的な維持管理を行い、安全で円滑な交通を確保します。	◎	継続	行政
	生活道路等の整備	狭隘道路の拡幅や交差点、踏切などの安全対策を検討し、整備に取組みます。		継続検討	行政
	無電柱化の推進	電線類の地中化などによる無電柱化を推進し、円滑な通行空間の確保を図ります。	◎	継続	行政
1 - ⑤ 人にやさしい交通環境の充実	歩道設置路線のバリアフリー化【再掲】	歩道の切下げ部の改修や平坦性を確保するなど、バリアフリー化を進めます。	◎	継続	行政
	公共交通利用支援	障がいのある方や高齢者に対してタクシーやバスの運賃助成を行います。		継続	行政事業者
	バリアフリー対応車両の拡充	高齢者や車いす利用者などだれもが乗降しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの拡充を進めます。		継続	行政事業者
	運転免許返納制度の周知・推進	運転に不安のある高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境を作ることで、交通事故の抑制を図ります。		継続	行政事業者
	モビリティ・マネジメントの推進	過度な自動車利用を抑制し、公共交通の利用を促進するために、効果的な情報提供を行います。		検討	行政事業者

＜基本方針 2＞ まちの魅力を高め都市活力を支える交通環境

都市の拠点となる駅周辺の整備などにより、都市機能を充実させるとともに、駅へのアクセシビリティ向上を図ることで、近隣都市をはじめ広域的な移動手段として速達性が高い鉄道のより快適な利用環境を構築し、交通利便性の高い住宅地としての魅力を高めます。

また、交通ネットワークの充実や、公共交通利用環境の向上など、移動環境の構築を図ることで、地域間での交流機会を創出し、市内全体の活性化を促進します。

施策の方向性	施策	施策概要	重点施策	実施時期	実施主体
2-① 鉄道駅への アクセシビリティ ・利便性の 向上	JR 芦屋駅周辺の整備	駅南側では市街地再開発事業により駅前広場及び周辺道路を整備します。また、整備に伴いバス路線の再編等を協議・検討します。 駅北側ではバリアフリーなどに関する課題を整理し、再整備の必要性を検討します。	◎	H30～ (予定)	行政 事業者
	阪神打出駅周辺の整備等の検討	駅の利用者などが徒歩・自転車等で移動しやすい環境の整備を検討します。	◎	検討	行政
	阪神芦屋駅周辺の整備	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅及び駅周辺の道路・公共施設等のバリアフリー整備を実施していますが、引続き取組を進めます。		継続	行政 事業者
	阪急芦屋川駅周辺の整備等の検討	歩行者空間の整備や自動車の停車スペースの確保など、利用実態から課題を整理し、対策を検討します。		検討	行政
2-② 交通ネット ワークの充 実	バス路線の再編・利便性の向上	目的地へより効率的に移動できる運行経路や、持続可能性の高いバスネットワークの構築など、バス路線の再編を検討します。		検討	行政 事業者
	既存の公共交通等を補完する施策の検討	公共交通網から離れている地域などにおいて、既存の公共交通等を補完する施策を必要に応じ検討します。		検討	市民 行政 事業者
	都市施設等の整備の検討	都市計画道路等の都市施設を計画的に整備するための検討を行います。		H30	行政
2-③ 公共交通利 用環境の向 上	バス待合環境の向上	バスの利便性の向上のため、バス停における上屋やベンチの設置等を検討します。		検討	行政 事業者
	バリアフリー対応車両の拡充【再掲】	高齢者や車いす利用者などだれもが乗降しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの拡充を進めます。		継続	行政 事業者
	公共交通の利便性向上	交通系 IC カードの普及や、多様な運賃プランや支払方法の導入、スマートフォンアプリを利用したタクシーの配車などにより利便性の向上を図ります。		継続	事業者
	公共交通運行情報の提供	バスロケーションシステムによるバスの接近や到着予測時刻などの情報を充実し、利用者の利便性の向上を図ります。		継続	事業者



＜基本方針 3＞ 高質で快適な暮らしを実感できる交通環境

環境への配慮や、景観にも調和した道路空間を整備することなどで、快適な住環境にも資する移動環境の構築を図り、芦屋らしいまちの魅力を高めます。

また、六甲山系や芦屋川などの自然環境や史跡、歴史的建造物といった本市の魅力資源を活用したネットワークの形成により、市民・来訪者が心地よく散策できるなど、市内の回遊性を高めます。

施策の方向性	施策	施策概要	重点施策	実施時期	実施主体
3-① 環境・景観に配慮した交通施策の推進	低公害車の普及促進	大気環境の改善のため、事業者に対する導入補助などにより低公害車の普及を推進します。		継続	行政 事業者
	無電柱化の推進【再掲】	電線類の地中化などによる無電柱化を推進し、良好な景観形成を図ります。	◎	継続	行政
	街灯のLED化	市で管理する街灯のLED化を図ります。	◎	継続	行政
	「ノーマイカーデー」運動の推進	「ノーマイカーデー」運動の推進により、通勤・通学等での自動車の利用を自粛し、自動車公害対策を図ります。		継続	行政 市民
	モビリティ・マネジメントの推進【再掲】	過度な自動車利用を抑制し、公共交通の利用を促進するために、効果的な情報提供を行います。		検討	行政 事業者
3-② 快適な移動環境により回遊性を高める施策の推進	まちあるきを楽しむ情報の発信	市内の店舗、文化施設、公園などまちあるきに役立つ情報の発信により、外出や交流機会の創出を図ります。		継続	行政
	自転車ネットワーク整備計画の策定【再掲】	安全で快適な自転車利用環境の総合的な整備に向けた計画を策定し、自転車ネットワークの形成を図ります。		H30～	行政
	歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備【再掲】	生活道路などをはじめとして、歩行者・自転車・自動車及安全・安心に通行できる道路空間の整備を図ります。		継続	行政
	案内誘導サインの整備	わかりやすく統一的な案内誘導サインを整備します。	◎	H29～	行政
	休憩施設の設置	歩道等においてベンチなどの休憩施設の設置を検討します。		検討	行政

## 評価指標及び目標値

本戦略における将来像の実現に向けて、施策の実施による取組効果の評価及び取組状況を把握するため、上位・関連計画で示す評価指標を基に、本戦略の中間年次（計画開始から概ね5年）における評価指標及び目標値を以下のとおり設定しています。

計画期間終了時における評価指標等については、中間年次における進捗確認及び評価等を踏まえた本戦略の見直しにあたり検討します。

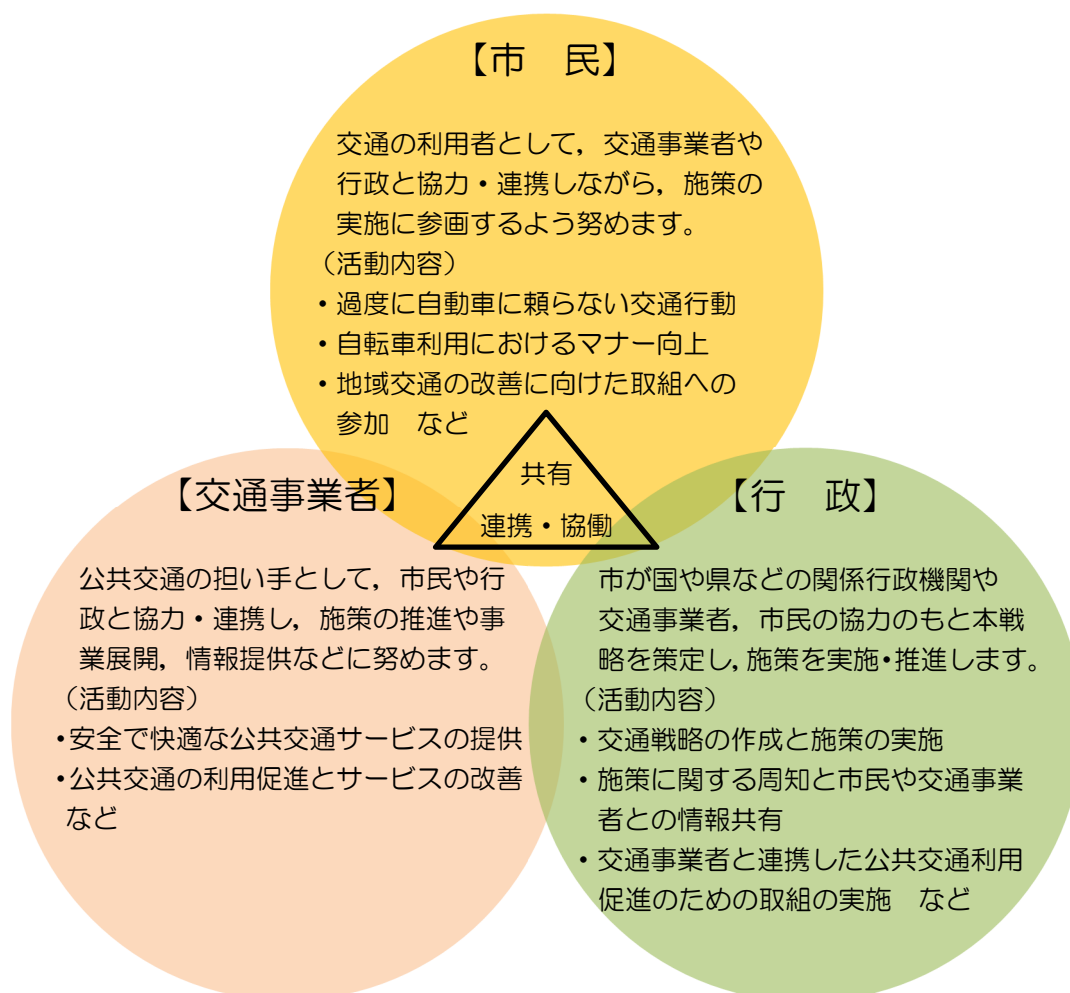
評価指標		現状値（年次）	目標値（年次）
直接的な指標	歩道切下げ部のバリアフリー化率	38.1% (H28)	49.4% (H35)
	防護柵の改修率	82.0% (H28)	91.4% (H35)
	無電柱化率	12.4% (H28)	14.1% (H35)
	街灯のLED化率	31.0% (H28)	100% (H35)
間接的な指標	「今の場所に住み続けたい」「市内のほかの場所で住み続けたい」と回答した割合（※1）	84.6% (H26)	90.0% (H32)
	鉄道駅利用者数（市内全駅の総数）	111 千人/日 (H28)	111 千人/日 (H35)
	バス利用者数（阪急バス）	6,609 千人/年 (H28)	6,609 千人/年 (H35)
	自転車に関わる事故件数（※2）	251 件/年 (H26)	188 件/年 (H32)
	交通事故死傷者数（※2）	407 人 (H26)	300 人 (H32)

（※1）「第4次芦屋市総合計画」で示す指標であり、目標年次における達成状況等を踏まえ、本戦略における新たな指標の設定を検討します。

（※2）「第10次芦屋市交通安全計画」で示す指標であり、次期計画の策定により目標値に変更等が生じた場合は、本戦略においても適用するものとします。

## 推進体制

本戦略により目指す将来像を実現するためには、市民、交通事業者、行政が交通課題を共有し、それぞれが主体性を持って期待される役割を果たすことが重要となります。また、施策展開にあたっては、3者が相互に連携を図り、協働しながら取組を進めていきます。



## 評価・改善の仕組み

本戦略に位置付けた施策の着実な実行と目標の達成に向け、市民参画及び協働のもと、進行管理を行うとともに、計画開始年次（平成30年度（2018年度））から概ね5年で事業の実施状況と目標の達成状況、上位計画や関連計画の改訂、交通環境の変化等を踏まえ、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



芦屋市 都市建設部 都市計画課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL (0797)38-2073 FAX (0797)38-2164

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

平成30年(2018年)3月作成

